

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問想定1 法科大学院を作り過ぎたことについて、率直に反省しているか。

（答）

1. 5月23日の参議院・文教科学委員会において、大臣がお答えした通り、法科大学院制度創設時においては、非常に多くの大学が、いわば「ブーム」に乗るようにして、法科大学院の設置に手を上げることとなりました。

そして、政府の側としても、事前規制から事後チェックへ、という規制緩和の流れの中で、基準を満たした法科大学院については一律に広く参入を認め、教育の質の確保は競争による自然淘汰に委ねるという姿勢を取った結果、教育力に課題を有する法科大学院を含め、過大な定員規模となりました。

2. 法科大学院を中心とする法曹養成制度が当初の見込みとは異なる状況を生み出したことについて、率直に反省し、正面から認めたいと思います。その上で、こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

(参考1) 令和元年5月23日 参・文教科学委員会 テープ起こし（抜粋）

○柴山大臣 全く議員のご指摘のとおりです。

私も法科大学院の制度創設時に当たって、バブル、ブームの様になっていたと当時1議員として懸念しておりました。当時はまだ法曹に対する非常に大きな期待があった、また法科大学院という新たな制度が創設された事もあって、多くの大学が言わばブームに乗るような形で法科大学院の設置に手を挙げたわけです。政府の側としても、事前規制から事後チェックへという規制緩和の流れで、基準を満たした法科大学院については、私は本当に問題だと思いますが、一律に広く参入を認めて、教育の質の確保は、競争による自然淘汰に委ねるという姿勢をとり続けてきました。その結果、教育力に課題を有する法科大学院も含めて、過大な規模となってしまったわけです。

率直に反省し、当時の見込みと異なる状況を生み出してしまったことは、正面から反省して認めたいと思っております。

(参考2) 平成14年11月16日 衆・法務委員会・文部科学委員会連合審査  
議事録（抜粋）

○木島日出夫委員 法科大学院の定員の数、どのくらい制度設計しようと考えているのかを文科大臣から。これは非常に大事な基本問題です。数の問題じゃないんです。基本問題ですから、御答弁願います。

○遠山大臣 司法制度改革審議会の意見書におきましては、今委員御指摘のように、法科大学院ではその課程を修了した者のうち、相当程度ということで、七、八割の者が新司法試験に合格できるように充実した教育を行なうべしとございます。それで、法科大学院の入学定員といいますか、規模については書かれていないところでございます。

一方で、法科大学院につきましては、それぞれの大学の独自性なりあるいは発想というものを大事にしていこう、これは大学行政の基本でございますが、それを基本としてそれぞれの大学で今構想されているところでございます。

したがいまして、文部科学省がトータルどれぐらいにすべしというようなことを明確にして、そしてそれぞれの大学にその数を実現するようにというような方向というのは、私はこれは文部科学行政としてはとるべきでないと思いますし、そのところはむしろきちんとコントロール、自己規制をしていくべきものだと思っております。総量規制そのものを文部科学省として行なうというのは、これは法曹人口の量的拡大のボトルネックとなるというふうに考えているわけでございます。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
小川 敏夫氏（立憲）

問想定2 司法制度改革審議会意見書では、法科大学院について全国的な適正配置に配慮することとされている。しかし、実際には都市部の有力校が大規模な定員を確保し、優秀な学生がそうした一部校に集中したことで、地方における法科大学院教育が衰退している。このような状況は、幅広い地域に法曹人材を輩出するという法科大学院制度創設の趣旨と矛盾すると考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. ご指摘の通り、司法制度改革審議会意見書において、「法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること」とされている中、最大74校であった設置数は、平成31年度に募集継続しているのは36校と激減しており、地域によっては、法科大学院がないような状況も生じております。
2. 改正案において、法学部3年と法科大学院2年のコース（いわゆる「3プラス2」）の制度化により、法科大学院を設置していない地方大学の法学部であっても、法科大学院との連携が可能となり、地方の法曹人材の確保に資すると考えています。

3. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、  
①法曹コースの設置における留意点などをまとめたガイドラインの策定や、  
②地方大学の学生が法曹を目指せるルートを確保するため、法科大学院入学者選抜に「地方専願枠」の設定を認めること等を検討しており、地方大学と法科大学院の法曹養成連携協定の締結を奨励してまいります。

4. また、金沢大学法科大学院が、千葉大学法科大学院とオンラインで結んでプログラムの強化を図るなど、合格率が低い地方の法科大学院が、他の法科大学院からの遠隔教育プログラムを充実することも、教育の改善・充実の工夫の一つであると考えます。

5. 文部科学省としては、今回の法改正と併せ、メリハリある予算配分等を通じて、幅広い地域で法曹人材が輩出されるよう、創意工夫ある取組を支援したいと考えており、法科大学院制度創設の趣旨を実現できるよう努めてまいります。

次頁あり

(参考 1) 司法制度改革審議会意見書（平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会）（抄）

### III 司法制度を支える法曹の在り方

#### 第 2 法曹養成制度の改革

##### 2. 法科大学院

###### ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・法科大学院の設置については、適正な教育水準の確保を条件として、関係者の自発的創意を基本にしつつ、全国的な適正配置となるよう配慮すること

（以下略）

（参考 2）法科大学院地域配置の状況（平成 17 年度 → 平成 31 年度）

四国地方 1 校（香川）→0 校

日本海側 3 校（新潟、金沢、島根）→1 校（金沢）

北海道地方 2 校（北海道、北海学園）→1 校（北海道）

東北地方 2 校（東北、東北学院）→1 校（東北）など

（参考 3）「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日 東北大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 01 月 24 日 中央大学法科大学院・信州大学経法学部 ※

平成 31 年 01 月 25 日 神戸大学法科大学院・鹿児島大学法文学部 ※

平成 31 年 01 月 25 日 中央大学法科大学院・鹿児島大学法文学部 ※

平成 31 年 01 月 28 日 神戸大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 01 月 29 日 中央大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 神戸大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 九州大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 早稲田大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 01 日 中央大学法科大学院・熊本大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 04 日 慶應義塾大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 06 日 早稲田大学法科大学院・新潟大学法学部 ※

平成 31 年 02 月 28 日 早稲田大学法科大学院・明治学院大学法学部

平成 31 年 03 月 04 日 早稲田大学法科大学院・信州大学経法学部 ※

令和元年 05 月 13 日 中央大学法科大学院・西南学院大学法学部

**計 15** （※うち協定先が地方大学 13 大学）

（参考 4）オンラインを活用した地方大学の教育充実の取組例

・筑波大学と甲南大学が単位互換制度を利用し、自大学のみでは開講できない科目をオンラインにより提供

・筑波大学と金沢大学が単位互換制度を利用し、筑波大学が夜間・土日に開講する科目を金沢大学にオンラインで提供（金沢大学の夜間・土日開講を実現）

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
小川 敏夫氏（立憲）

問想定3 法科大学院については抜本的な改革がなさることなく現在に至った。今回の改革も生き残った法科大学院を延命させるための小手先のものであり、法科大学院制度創設の趣旨に則った教育の充実に資するものではないと考えるが、大臣の見解如何。

（答）

1. 今回の改正案では、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成を行うという制度創設の趣旨を堅持しつつ、  
  - ① 法科大学院教育の充実
  - ② 3プラス2の制度化と在学中受験資格の導入による時間的・経済的負担の軽減  
と併せて、
  - ③ 再び過大な定員規模とならないよう、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現を図ることとしております。
2. このことにより、法曹を志望する学生が、より安心して法科大学院へ進学し、質の高いプロセス教育を受けられるようにすることを目指すものであり、法科大学院の延命のためというご指摘に当たらないと考えます。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

○城井委員 (略) 今回の政府案、先日の参考人質疑でも、それぞれの参考人から受け止めも伺いました。例えば、伊藤参考人からは、法科大学院の生き残りのため学生を取り戻そうとしている、まあ、あの方は塾の方なので、予備校関係者だとそうは言うかなというふうには思うところもありますけれども、学生を法科大学院に取り戻そうとしているというのが目的の本音ではないかという御指摘もありました。

(略) こうした本法案の狙いに対して厳しい声が立場が違うところからも上がっているというところを踏まえて、大臣の見解を聞かせていただきたいと思います。

○柴山大臣 法科大学院の生き残り策ではないかという御指摘に関しては、そもそも誰のための法改正なのかということが極めて重要だと思っております。

確かに、御指摘のとおり、今回の改革によって、法科大学院の学生がより安んじて法科大学院を選びやすくなるということは事実だと思いますけれども、それは何も法科大学院とか文部科学省の延命策や既得権の維持のためにやっているわけではなくて、それをすることによって、受験偏重と言われるような教育、それから点の教育じゃなくて、あるべきプロセス教育、しかも質の高いプロセス教育を法科大学院で受けていただく方が、学生ひいては我々日本にとってのプラスになるという目的で改革をしているということは、ぜひ御理解をいただきたいというように思います。

だからこそ、今回、時間的負担、経済的負担の軽減、それから、法科大学院教育そのものも、きちんとカリキュラムも含めて充実をさせていく。それから、やはり過去の読み違いを繰り返さないように、法科大学院の定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現ということも可能にさせていただいたということでございます。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
小川 敏夫氏（立憲）

問想定4 学校教育法第102条第2項は、大学院の飛び入学について「大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得した」者などを対象としているが、大学院のない大学の学生は、この規定の適用を受けられるのか。

(答)

1. 現行の学校教育法第102条第2項における「大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得した」とは、飛び入学の可否を判断する側の大学院が定めた学部の段階の科目について、優秀な成績で単位を修得したと大学院側が認める場合において、飛び入学が認められます。

(参考) 「大学院を置く大学」と規定しているのは、大学院は大学の一要素としての位置づけであるためであり、大学院を置く大学に在籍する学部生のみ飛び入学の対象となることを意味するものではない。

2. したがって、大学院のない大学の学部の学生であっても、大学院が認めれば、この規定の適用対象となります。

3. 今回の改正案においては、学部の成績に加えて、既修者認定試験の結果も飛び入学の判断に加えることを可能とし、例えば法曹養成基礎課程（法曹コース）を設置せず、法科大学院との連携がない地方の学部においても、本人が希望し法科大学院側が認めれば、学部の成績と既修者認定試験の結果を判断材料に、飛び入学が認められることになり、飛び入学の促進につながると考えています。

(参考1) 早期卒業と飛び入学の違い、法曹コースとの関係

	早期卒業	飛び入学
判断権者	学部	大学院
判断材料	学部の成績が優秀	学部の成績が優秀 +既修者認定試験（※改正後）
学部卒業の可否	卒業	未卒業（中退）
法曹コース	法曹コース在籍者は、早期卒業を前提	法曹コース外の学生が、飛び入学を希望する際に、既修者認定試験も考慮材料に入れてもらうことが可能

(参考2) 学校教育法(抄)

第89条(早期卒業)

大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生(第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。)で当該大学に三年(同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間)以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。)が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第102条(飛び入学)※下線が改正部分

1 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの(当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有する)を、当該大学院に入学させることができる。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘(内線) [REDACTED]、(直通) [REDACTED]、(携帯) [REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
小川 敏夫氏（立憲）

問想定5 在学中受験資格を導入した場合、法科大学院のカリキュラムが過密になるのではないか。

（答）

1. 司法試験を法科大学院在学中受験資格により受験しようとする者は、法科大学院の最終年次における受験の前までに、司法試験で課される法律基本科目や選択科目など、法務省令で定める科目について一定の単位を修得する必要があります。
2. このため、各法科大学院においては、司法試験の在学中受験に対応するため、
  - ・司法試験の前までに、司法試験で問われる科目（法律基本科目や選択科目に相当する科目）を
  - ・司法試験の後に、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目（展開先端科目）を配当するよう、カリキュラムの見直しが行われるものと考えており、こうしたカリキュラムはプロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実にも資すると認識しております。
3. 改正案が認められれば、法科大学院を含む関係者の御理解を得ながら、在学中受験に対応した法科大学院のカリキュラムの在り方等について、学生にとって過度の負担をかけないことにも留意しつつ、中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、しっかりと検討してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問想定6 在学中受験の導入後、司法試験後から卒業までの期間に勉強しないのではないか。

（答）

1. 司法試験の在学中受験資格の導入後においても、法科大学院がプロセスとしての法曹養成制度の中核であることに変更はありません。

したがって、法科大学院においては、司法試験の受験後を含め、在学期間である3年間又は2年間を通して、司法試験で問われる学識・能力のみならず、実務の基礎的素養や弁論能力等もしっかりと涵養することが重要であると認識しています。

2. 在学中受験資格の導入後の法科大学院におけるカリキュラムの在り方については、法案が成立した後、中央教育審議会において具体的な検討を進めていくこととしていますが、各法科大学院においては、司法試験の後に、法律事務所におけるエクスターんシップや特に先端的な法領域に関する科目など、より実務に即し自身の関心に沿った内容の科目を充実させるような工夫が行われるものと考えています。

3. また、こうした科目の学修がしっかりと行われることを制度的に担保するため、在学中受験資格により司法試験を受験し合格した者については、司法試験の合格に加えて法科大学院の修了を司法修習生の採用要件としております。

4. 文部科学省としては、中央教育審議会におけるカリキュラムの検討に当たり、司法試験の後の教育内容を魅力あるものにする観点からも御議論いただくとともに、メリハリある予算配分を通じて各法科大学院における創意工夫を支援することにより、将来を見据えた学修に打ち込む充実した期間としてまいりたいと考えております。

( 【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
小川 敏夫氏（立憲）

問想定7 3プラス2を標準的な運用とするということは問題ではないか。

（答）

1. 学部の早期卒業を前提とした3プラス2の標準的な運用は、法曹を志望する学生にとって、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が大きなニーズとなっていることに対応するものです。
2. 3プラス2の導入は、プロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持し、試験科目だけでなく実務能力や多様な法分野の学修を行うことと同時に、法科大学院と法学部との連携・接続による学生の時間的・経済的負担の軽減を図るものであり、学部在学中から法曹を目指す若者のニーズに応えるものであると認識しております。

（参考）参・文教科学委員会 参考人質疑議事録（令和元年五月二十三日）（抄）

小川委員：三年間学部で法曹を目指して勉強してきた、かなり法律知識に偏った勉強をしていると思うんです。それからロースクールに来て、一年間勉強したところでもうすぐ受験に入るというと、やはりロースクールが理念としていた幅広い豊かな人間性を養うための勉学に触れる機会というものが、ないとは言わないけど非常に少ないままの状態で試験に臨んでしまう、むしろ試験に集中してしまうんじゃないかなと私は危惧しておりますが、いかがでございましょうか。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

更問あり

**更問1 3プラス2を奨励することは、法科大学院入学者の多様性確保と矛盾するのではないか。**

(答)

1. 3プラス2の奨励は、決して、多様な人材を法曹として養成するという基本理念を変更することを意味するものではありません。
2. 連携法曹基礎課程（法曹コース）から法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認める一方で、法曹コース以外の学生や未修者・社会人の枠も確保する必要があることから、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとしております。  
これにより、法学未修者や法曹コース以外出身の法学部生に対する法科大学院への進学機会をしっかりと確保することとしています。
3. また、今回の改正案においては、未修者や社会人に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における多様性の確保にもしっかりと取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

**更問2 司法試験の在学中受験は、例外的な運用とするのか。**

(答)

1. 今回の改正案においては、司法試験の受験資格については、あくまで現行の法科大学院修了資格を維持した上で、それに付け加える形で、法科大学院在学中の者であっても、所定の要件を満たした者について、受験を認めることとしております。

したがって、在学中受験資格は、法律上の位置付けは例外的なものとなっております。

2. また、今回の改正案は、法曹を志望する学生にとって、法曹資格取得までの時間的・経済的負担の軽減が大きなニーズになっていることに対応し、

- ・3プラス2のルートを標準的な運用とするとともに、
- ・在学中受験資格を学生にとってのオプションとして追加し、希望する学生が、これを活用することを可能とすることとしております。

3. そのため、在学中受験資格については、運用として例外的にすることではなく、学生が、自らの判断に基づき活用するものであると認識しております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

**更問3** 仮に司法試験を夏に実施し、司法修習を翌年の4月に開始するとすれば、在学中受験をしない者にとってギャップチームが長くなる。この問題を解消するため、司法修習の開始時期を、4月と現行の11月の選択制とすべきではないか。

(答)

1. 司法修習の開始時期の決定については、最高裁判所の権限に属する事項ですが、今後、最高裁判所において、司法試験の実施時期等を踏まえつつ、鋭意検討を進められるものと承知しております。
2. 文部科学省としては、法科大学院関係者をはじめ関係者の御意見を伺いながら、適宜、最高裁判所における検討に協力してまいりたいと思います。

(参考) 参・法務委員会（令和元年五月三十日）議事録（抄）

○小川敏夫委員 (略) 優秀な学生に早く法曹へ出すという、その仕組み自体は私は別に異論はありませんよ。それによって優秀な人材が法曹に入ってくることは大歓迎であると。だから、その人たちが早く法曹になれるなら、それは社会に活用してもらうから、それはいいんだと。だから、そういう仕組みをつくるのはいいんだけど、だけど、何でそれ以外の人たち、恐らく司法試験合格者のほとんどの人間が司法修習生になるのが五ヶ月遅れて、法曹になるのが五ヶ月遅れるという、そういう不利益を被るんだということを私は指摘したわけです。

最高裁にお尋ねします。当然、今回のこの法律案につきましては、事前に法務省、文科省とも最高裁、意見交換していると思うんですが、この司法修習の採用の在り方ですけれども、今現在、法務大臣も先ほどおっしゃられたように、司法修習の開始は法科大学院の修了の時期に合わせて四月になるということが予定されておるんですけども、最高裁もそういう予定でいるということでおろしいんでしょうか。

○最高裁判所・村田総務局長 今回の制度改革後の司法修習の開始時期につきましては、その前提となる新たな司法試験の合格発表時期や法科大学院の修了時期等を踏まえつつ、今回の制度改革の趣旨に照らして、法科大学院教育と司法修習との有機的連携の観点、あるいは司法修習を終えた方が法曹有資格者として活動ができる限り早期かつ円滑に開始できるようにという点に配慮しながら、今後適切に検討してまいりたいというふうに考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

対大臣

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

小川 敏夫氏（立憲）

問想定8 予備試験の在り方に関する大臣の見解如何。

（答）

1. 平成27年6月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定においては、予備試験の在り方について、「平成30年度までに行われる法科大学院の集中改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、法曹養成制度の理念を阻害するがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する」とされています。
2. 今後、予備試験については、今回の法科大学院改革の実施状況等を踏まえ、法務省において必要な検討が行われるべきものであると承知しておりますが、ぜひ、予備試験の本来の制度趣旨を踏まえて議論していただきたいと考えており、文部科学省としても必要な協力をまいりたいと思います。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線） [REDACTED]、（直通） [REDACTED]、（携帯） [REDACTED]

(参考) 令和元年5月8日(水) 衆・文部科学委員会 議事速報(未定稿・抜粋)

○笠委員 (略) 予備試験というものが例外的であったにもかかわらず、実際には、二〇一一年にこの制度が開始されて、三年後の二〇一四年にはもう予備試験受験者数が法科大学院の志願者数を上回るというような状況になっているところにやはり一つの問題点がある、そういういた受験者を、法科大学院を修了する、あるいは今回未修了でも受けすることはできるんだけれども、呼び戻していこうというところにどうも今回の改革の目的があるんじゃないかというふうに考えております。

そういう中で、これまでの答弁の中で、予備試験のあり方というのも今後検討していくと。今回の改正の中で一部の試験科目がなくなったりと、ある意味では本当に一部変更のみにとどまっているんですけども、この予備試験のあり方というものを、これを果たして継続をしていくのかどうか、その是非等々も含めて、本格的な検討をしていくというようなお考えなのかどうかをお伺いをしたいと思います。

○柴山大臣 委員御指摘のとおりでございます。

文部科学省としては、今回の法科大学院改革をしっかりと進めるということが最優先ではありますけれども、予備試験については、その実施状況等を踏まえて、法務省において必要な検討が行われるべきものであると考えております。

なお、法務省において検討されるべきものであるというふうには承知をしておりますけれども、今委員から御指摘をいただいた予備試験の本来の制度趣旨を踏まえてぜひ議論していただきたいというように考えておりますし、我々文部科学省としても必要な協力をていきたいと考えております。

対大臣

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
山本 太郎氏（民主）

問1 法科大学院のピーク時の数と、直近での数は何人か。結果、何校が廃校に追い込まれ、何校が応募停止に追い込まれたのか。

（答）

1. 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度は、平成16年度に導入され、ピーク時(平成17年度～19年度)の入学定員は5,825人であったが、直近の平成31年度の入学定員は2,253人となっています。
2. 法科大学院の数は、ピーク時(平成17年度～24年度)は74大学であったが、現在までに27大学が廃止し、11大学が募集停止となっています。  
(平成31年度以降も学生募集を継続する予定の法科大学院は36校)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

## 更問1 法科大学院を作り過ぎた、との指摘に対する見解を問われた場合

(答)

1. 法科大学院制度創設時においては、非常に多くの大学が、いわば「ブーム」に乗るようにして、法科大学院の設置に手を上げることとなりました。  
そして、政府の側としても、事前規制から事後チェックへ、という規制緩和の流れの中で、基準を満たした法科大学院については一律に広く参入を認め、教育の質の確保は競争による自然淘汰に委ねるという姿勢を取った結果、教育力に課題を有する法科大学院を含め、過大な定員規模となりました。
2. 率直に申し上げて、法科大学院を中心とする法曹養成制度は、当初の見込みとは異なる状況を生み出したことは認めざるを得ません。こうした課題を解消するために、プロセスとしての法曹養成制度は引き続き重要であるとの認識のもと、法科大学院教育の改善・充実に取り組んでまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

更問あり

## 更問2 法科大学院志願者の減少の理由について問われた場合

(答)

1. 法科大学院志願者の激減を招いた原因としては、
  - ① 法科大学院修了者の司法試験合格率が、当初の制度設計では7～8割とされたものの、現実には2～3割と低迷したこと
  - ② 平成30年度に実施した法学部学生に対するアンケート調査結果でも分かるように、法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上で大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

山本 太郎 氏（民主）

問2 法学未修者への法科大学院での教育の充実について、具体的にどのような対策を講じることを考えているのか、文部科学大臣の見解如何。

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要です。

現に、法学部以外を卒業した者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍している例も少なくなく、今後とも、法科大学院において、法学未修者を含む多様な人材を法曹として養成するという基本理念に変更はありません。

※ 法科大学院修了資格で司法試験に合格した法学部以外の出身者

… 平成18年～平成30年：3,935人（法科大学院修了資格による全合格者：22,179人）

2. このため、今回の法改正においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしています。

3. さらに、法改正と併せた改革として、

- ・未修者教育、社会人教育への支援を含むメリハリある予算配分の継続
- ・各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する  
「共通到達度確認試験」の本年度からの本格実施  
といった取組を推進するとともに、引き続き、中央教育審議会法科大学院等特別委員会等において、未修者教育の改善方策について具体的に議論いただくなど、法曹となる者の多様性の確保に努めてまいります。

(参考) 考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

[REDACTED]  
**更問あり**

**更問 1 法学未修者の法科大学院入学者が著しく減少しているが、この原因をどう分析しているのか。**

(答)

1. 全体の法科大学院入学者数が最大となった平成 18 年度の 5,784 人から、平成 31 年度には 1,862 人 (約 7 割減) に減少する中、非法学部出身者は、最大であった平成 16 年度の 1,988 人から平成 31 年度の 346 人 (約 8 割減) に減少しています（したがって、未修者の減り幅の方が大きい）。
2. 法学未修者を含めて法科大学院志望者の激減を招いた原因としては、
  - ①法科大学院修了者全体の司法試験合格率が 2 ~ 3 割と低迷したこと、
  - ②法曹資格取得までに時間的・経済的負担がかかることが、法曹を志望する上での大きな不安や迷いの一つとされていることなどが挙げられると認識しています。
3. 特に既修者コース以上に未修者コースの合格率は低くなっているおり、このことが法学未修者の法科大学院への入学者減の原因を招いているものと認識しています。

(参考) 募集継続校 36 校の累積合格率は全体で 7 割弱、既修者コースで 8 割弱である一方、未修者コースで 5 割弱

次頁あり

4. なお、昨年度と比較すると、入学者全体は1,621人から1,862人に、非法学部出身者は226人から346人それぞれ増加しており、これは昨年度より入学者選抜における適性試験を廃止したことや、各法科大学院や日弁連における広報の成果が一定程度表れたものと認識しています。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

## 更問2 入学者の多様性の確保のための、配慮義務の具体的な内容如何。

(答)

1. 今回の改正等においては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、入学者選抜の時期・方法等について、未修者や社会人に対する配慮義務を規定することとしているところです。
2. 具体的には、例えば、
  - ・未修者への配慮としては、特定分野からの枠の設定
  - ・社会人への配慮としては、試験の休日実施や社会人経験の評価等が考えられます。

### (参考) 考えられる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

### 考えられる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

更問あり

更問3 3+2を基本としてしまうと、より未修者の入学希望者数は減少するのではないか。

(答)

1. 法曹コースから法科大学院への接続を確保するため、法曹コース修了予定者を対象とする選抜枠の設定を認め一方で、法曹コース以外の学生や未修者・社会人の枠も確保する必要があることから、当該選抜枠は各法科大学院の入学定員の2分の1を上限とすることとしております。

これにより、法学未修者を含め法曹コース以外出身者に対する法科大学院への進学機会を確保することとしています。

2. また、今回の改正案においては、未修者等に対する入学者選抜の配慮について規定しているほか、法改正と併せた改革として、未修者教育等への支援を含むメリハリある予算配分を継続することとしており、これらの取組を通じて法科大学院における未修者からの入学者の確保を推進してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）[REDACTED]、（直通）[REDACTED]、（携帯）[REDACTED]

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

問1 学校教育法第102条第2項の改正案に規定する「準ずるもの」とは具体的に何を指すのか。また、改正法の規定は法科大学院以外の大学院への飛び入学にも適用可能だが、他の大学院への飛び入学にも本規定を活用する予定はあるのか。

（答）

1. 改正案における「単位の修得の状況に準ずるものとして文部科学大臣が定めるもの」としては、法科大学院既修者コースの入学者選抜の一部として各法科大学院が実施する法律科目の試験である、いわゆる既修者認定試験の結果を想定しております。
2. 法科大学院においては、法学の基礎的な学識を有すると認められる者について、標準修業年限を1年間短縮した2年間の既修者コースに入学させることが認められておりますが、既修者認定試験は、当該学識の有無を判定するための試験として、平成16年度の法科大学院制度創設時から実績とノウハウが蓄積され、飛び入学を希望する者の資質・能力を判断するために十分な信頼性を有すると評価できると考えております。
3. また、現在のところ、既修者認定試験と同程度に質が担保された試験等は他の分野の大学院には存在しないことから、学校教育法第102条第2項の改正規定については、当面、法科大学院への飛び入学に限って活用する予定としております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

(参考) 学校教育法改正案(抄) ※下線部が改正箇所

第百二条 (略)

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの(当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められるものを含む。)を、当該大学院に入学させることができる。

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
新妻 秀規氏（公明）

**問2** 未修者教育について、これまでも継続的に改善してきたと思うが、今後どのように検討を進めていくのか。また、今回の改正案では入学者選抜の実施について社会人や法学未修者、早期卒業・飛び入学により入学を志願する者に対する適切な配慮を行うこととしているが、具体的にはどのような内容なのか。

(答)

1. 未修者コースには、法学部出身者含む様々な学部出身者や社会人経験者など、多様な者が含まれており、こうした多様な学生に対し、
  - ・各大学の未修者教育の成果を共通的に把握する仕組みがなかったこと
  - ・個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援が十分ではなかったこと

などが、課題として指摘されています。

(参考1) 未修者コース入学者に占める法学課程以外出身者の割合

H16	H17	H18	… (略)	…	H29	H30	H31
49.1%	41.6%	36.7%	… (略)	…	29.1%	27.3%	36.9%

2. こうした課題に対し、本年度から各法科大学院が共通して客観的に進級判定に活用する「共通到達度確認試験」を本格実施するとともに、今後速やかに中央教育審議会法科大学院等特別委員会において、実効性のある未修者教育の改善方策について具体的に議論いただく予定です。
3. また、今回の改正案においては、入学者選抜の時期・方法等について、社会人や法学未修者、早期卒業・飛び入学により入学を志願する者に対する配慮義務を規定することとしております。

次頁あり

4. 具体的な配慮としては、例えば、
- ・社会人へは、試験の休日実施や社会人経験の評価
  - ・未修者へは、特定分野からの枠の設定
  - ・早期卒業や飛び入学による志願者へは、学修の状況に応じた試験科目の設定
- 等が考えられます。

(参考2) 考え方られる社会人への配慮の例

- ・入学者選抜の複数回実施
- ・就業者に配慮した入学者選抜の日時の工夫（試験の休日実施 等）
- ・遠隔地の就業者に配慮した面接方法の工夫（Skypeによる面接の実施等）
- ・各法科大学院の養成したい法曹像に応じた、社会人経験の評価

考え方られる未修者への配慮の例

- ・各法科大学院の求める学生像（アドミッション・ポリシー）に応じた特定分野（理系学部等）からの入学者を選抜するための枠の設定
- ・法的な思考力・表現力等を適確に評価するための長時間の口述試験の実施

考え方される早期卒業・飛び入学への配慮の例

- ・夏から秋にかけて実施される法科大学院入学者選抜の際には、法律科目の試験を一部免除し、3年次年度末時点で免除科目の既修者認定試験を実施
- ・既修者認定試験の代わりに学部段階の単位の修得状況（成績）を評価

5. 文部科学省としましては、法科大学院入学者の多様性の確保を一層促進するため、創意工夫ある法科大学院の取組への支援を含むメリハリある予算配分を継続するとともに、未修者・社会人の入学者割合や司法試験合格率といった数値目標を設定し、継続的に把握・検証を行い、法科大学院教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
新妻 秀規氏（公明）

問3 地方部に住む者であっても法科大学院にアクセスできる環境整備に努めることが重要と考える。今回の改正案による法曹養成連携協定を地方部の大学と都市部の法科大学院が締結することによって地方部からでも法曹になる道が開かれると考えるが、こうした連携協定の締結をどのように促していくのか。また、地方部の大学の法曹志望者を選抜するための「地方専願枠」の設置も可能とされているが、これはどのような枠で、どのようにその設置を促していくのか。

（答）

1. 地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中、法科大学院が存在しない地域の大学が法科大学院と連携することは、地方における法科大学院への進学機会の確保の観点から、必要性が高いと認識しています。
2. 現に今回の制度化を見据え、法科大学院を設置していない地方大学においても、法学部に法曹コースを設置する検討が進められており、文部科学省としては、法曹コースの設置における留意点などをまとめたガイドラインの策定等を通じて、地方大学と法科大学院の法曹養成連携協定の締結を奨励してまいります。
3. また、地方大学の学生が法曹を目指せるルートを確保するため、法科大学院における入学者選抜について、「地方専願枠」として連携する地方大学から当該法科大学院を専願する者を対象とする選抜枠を設定することを認める方向で検討しているところです。

※ 法案が成立した後、ガイドラインにおいて、専願枠の設定が可能な地方大学の定義（7大都市圏以外に設置する大学）や遠隔地教育充実のためのICT教育の方策、協定書の記載事項が明確になるような雛形等を提示することを検討中。

次頁あり

4. 文部科学省としては、今回の法改正と併せ、メリハリある予算配分等を通じて、地方大学と法科大学院の優れた連携の取組を支援することによって、地方における法科大学院への進学機会の確保に努めてまいります。

(参考) 「法曹コース」の制度化を見据えた大学間協定（法科大学院—他大学法学部）の例

平成 30 年 12 月 21 日	東北大学法科大学院・ <u>新潟大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 01 月 24 日	中央大学法科大学院・ <u>信州大学</u> 経法学部 ※
平成 31 年 01 月 25 日	神戸大学法科大学院・ <u>鹿児島大学</u> 法文学部 ※
平成 31 年 01 月 25 日	中央大学法科大学院・ <u>鹿児島大学</u> 法文学部 ※
平成 31 年 01 月 28 日	神戸大学法科大学院・ <u>新潟大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 01 月 29 日	中央大学法科大学院・ <u>新潟大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 01 日	神戸大学法科大学院・ <u>熊本大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 01 日	九州大学法科大学院・ <u>熊本大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 01 日	早稲田大学法科大学院・ <u>熊本大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 01 日	中央大学法科大学院・ <u>熊本大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 04 日	慶應義塾大学法科大学院・ <u>新潟大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 06 日	早稲田大学法科大学院・ <u>新潟大学</u> 法学部 ※
平成 31 年 02 月 28 日	早稲田大学法科大学院・明治学院大学法学部
平成 31 年 03 月 04 日	早稲田大学法科大学院・ <u>信州大学</u> 経法学部 ※
令和元年 05 月 13 日	中央大学法科大学院・西南学院大学法学部

計 15　(※うち協定先が地方大学 13 大学)

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会  
新妻 秀規氏（公明）

問4 社会人経験者が法科大学院を志望できるよう、講義を休んでもその録画を後から視聴できるようにすることや出張先から授業に参加できるICTの活用、多くの方が通学しやすいサテライトキャンパスの設置、夜間開講等の取組を更に進めていく必要があると考えるが文部科学大臣の見解如何。

（答）

1. グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法律に関係する分野でその知見を活かせるようなチャンスを開くことは極めて重要であり、そのためには、議員ご指摘のように社会人が働きながらでも法曹を目指すことができる環境を整備していくことが重要であると考えています。
2. 実際に、筑波大学や日本大学では、
  - ・夜間・土日のみの通学で法科大学院修了が可能であり、
  - ・勤務時間終了後に通学しやすい文京区や千代田区に法科大学院を開設し、
  - ・タブレット等の機器を用いて、出張先からでも一定程度授業の受講を可能とするとともに、
  - ・欠席時の授業を視聴できるように授業の録画配信を実施するなど、社会人が学びやすい環境の整備に取り組んでいます。

（参考）

平成31年度に入学者を受け入れた法科大学院において夜間・土日のみで修了できる法科大学院は、4大学（筑波、琉球、日大、甲南）

次頁あり

3. 文部科学省としては、引き続き、メリハリある予算配分等を通じて、ICTを積極的に活用した教育の充実など社会人が学びやすい環境整備に取り組む大学を支援してまいります。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■

(

(

令和元年6月18日（火）参・文教科学委員会

新妻 秀規氏（公明）

**問5 法曹志望者を増加させていくためには、社会から求められ活躍する法曹のロールモデル・仕事の魅力を高校生や学生、社会人等の潜在的な法曹志願者に発信していくことが重要になると考える。これまでの取組をどう評価し、今後どのように取り組んでいくのか。**

（答）

1. 議員ご指摘のとおり、法曹志望者を増加させるためには、社会で活躍する法曹の姿や仕事の魅力を広く社会に発信することが必要です。  
また、法曹になるために、そのプロセスとしての法科大学院の必要性についても理解してもらうことが重要であると考えます。

2. そのため、文部科学省においては社会で活躍する法科大学院修了生や採用者の声を広報用パンフレットにまとめ情報発信をしています。

また、平成26年度から法科大学院協会が主催し、法曹を目指す学生等を対象に毎年複数の地域で法科大学院の魅力や法曹の声を直接聞くことのできる説明会を開催しています。

（参考1）

法科大学院協会説明会実績は、平成26年度から平成30年度までの5年間で50会場に約2,600人が参加。

3. こうした取組などもあり、本年度の法科大学院志願者数は少し回復したところであります、なお制度創設当初と比べ激減している状況に変わりはなく、より一層の努力が必要と認識しています。

（参考2）法科大学院志願者数の推移

H16	H17	H18	・・（略）・・	H29	H30	H31
72,800	41,756	40,341	・・（略）・・	8,160	8,058	9,117

次頁あり

4. 特に今回の改革では、法学部在学中から法科大学院に進学して法曹を目指す法曹コースを制度化することになることから、高校生に周知していくことは、より重要であり、法科大学院協会や各法科大学院とも協力した周知・広報に努力してまいります。

5. 社会人も含めて一人でも多くの有為な人材が法科大学院での充実した学びを経て、社会で活躍できるよう、今回の改革の実現に万全を期し、法科大学院教育の改善・充実をしっかり進めてまいります。

(参考) 平成 31 年 04 月 24 日 衆・文部科学委員会議事録（抄）

柴山大臣（前略）私は司法制度改革を、要するに、議員になりたてのころ、真剣に心血注いでやってきたつもりであります。その当時においては、結局、物事を解決するのに、弱い者は泣き寝入りをする、何か、政治家とかあるいは反社会的勢力はもめごとのトラブルシューターをやっている、そういうことで、結局、日本全国津々浦々にきちんと法律とそれから適正手続によって物事を解決する仕組みが行き渡っていない、これを何とかして解決するためには、やはりあまねく、過疎地も含めて、法曹資格を持っている者がこれからどんどん必要になってくるだろう、また事件数もやはりふえてくるだろう、そういう見通しだったんです。

ところが、おっしゃるように、なかなかそういった社会になっていたかなかった。ただ、それは今おっしゃるように、では、事前規制型から事後規制に移るのが本当にヨイ社会のプロセスだったかというと、確かにおっしゃるとおり、今の先進国、アメリカなどの状況を見ていると、それが一〇〇%よかったですとは思いません。ですので、見違이があったということは、御指摘のとおり、事実であります。

でも、その上で、やはりそういった今の日本型の社会においても、事前予防的なプロセスを担える法律実務家、資格を持っている方をきちんと配置していくことの大切さを我々としてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

【担当課長】高等教育局専門教育課長 小幡 泰弘（内線）■、（直通）■、（携帯）■